

## 災害等発生時における応急対策活動用資機材等のレンタルに関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部（以下「乙」という。）は、災害等発生時における応急対策活動の用に供する資機材等のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、次の各号に定める事態（以下「災害等」という。）において、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令で定める原因により生ずる被害が神奈川県内で発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 国内で武力攻撃事態又は緊急対処事態が発生し、甲が神奈川県国民保護対策本部、神奈川県緊急対処事態対策本部又は神奈川県危機管理対策本部を設置した場合

### （連絡体制等の確認）

第2条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

### （協力の要請）

第3条 災害等発生時において、甲は、乙に応急対策活動の用に供する資機材等のレンタルに関する協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、様式2-1により行う。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙に送付するものとする。
- 3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づく協力の要請ができないときは、乙の会員に様式2-2により当該協力を要請することができる。但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙の会員に送付するものとする。

#### (協力の実施)

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員等に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に様式3-1により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

2 乙の会員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に様式3-2により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等により行き事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

#### (資機材等の引き渡し及び引き取り)

第5条 乙又は乙の会員は、前条により実施可能とした資機材等の引き渡しについて、様式2-1又は様式2-2により甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに行うものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き取るものとする。

#### (情報の提供)

第6条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基づき甲から協力を要請された乙の会員は、災害等の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

2 乙は、前項に基づき甲から提供された情報を乙の会員等に提供する。

3 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害等の状況等、甲が災害等発生時における対策を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

#### (報告の手続)

第7条 乙は、乙の会員等がこの協定に基づく協力を実施した場合は、様式4にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行き事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

#### (経費)

第8条 この協定に基づき乙の会員等が行った資機材等のレンタルに要した費

用（以下「経費」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 資機材等のレンタルの価格は、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、前条の報告の後、自らが定める支払請求書にて甲に対し経費の支払いを請求する。
- 4 甲は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙又は乙の会員に経費を支払う。

#### （損害賠償）

第9条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡しを受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （従事者の損害補償）

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の会員の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担する。

#### （第三者への損害賠償責任）

第11条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

- 2 乙及び乙の会員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を様式 5 により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ決定する。

#### （協定の解除）

第12条 甲は、乙及び乙の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙及び乙の会員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

#### （有効期間）

第13条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

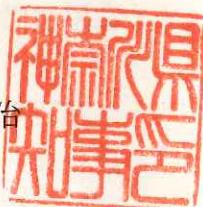
平成 18 年 12 月 1 日に締結した災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



乙 横浜市神奈川区栄町 2-10

アール・ケープラザ横浜Ⅲ 1103 号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部  
支部長 金 子 眞紀子

